

特定非営利活動法人

キャンサーネットジャパン

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人キャンサーネットジャパン（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都文京区湯島一丁目10番2号御茶ノ水K&Kビル2階に置く。

(目 的)

第3条 本会は、がん患者およびその家族の診療に対する意思を尊重するため、科学的根拠に基づいた情報提供に関する事業を行う。また、患者の知る権利、選ぶ権利、決める権利を守るべく、セカンドオピニオン（他の医師の意見）やインフォームド・コンセント（医師から説明を受けたうえで、患者さんが納得・同意するシステム）を適切な形で普及させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の活動を行う。

- (1) インターネット等の情報伝達手段を使った、がんの診療に関する情報の提供
- (2) がんの専門医等による相談・カウンセリング活動
- (3) シンポジウム、講演会、研究会等の開催および科学的根拠に基づいた医療（Evidence Based Medicine）の啓発活動
- (4) がん医療啓発に関するセミナー運営等の受託事業
- (5) がん医療啓発活動を行う団体へのサポート及びコンサルティング事業
- (6) がん医療啓発に携わる人材の研修・教育・養成事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に参加するために入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員および賛助会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、第2項の者の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に相当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 2年分以上年会費を滞納したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち 1人を理事長、 1人を常務理事とする。
- (選任等)
- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は 1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族は役員の総数の 3分の 1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第 20 条の各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は 2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、その任期満了時に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまではその職務を

行わなければならぬ。

(欠員補充)

第 16 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもつて構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任または解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記銘押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第38条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(管理)

第39条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入を支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 49 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 目的の達成
- (4) 正会員の欠亡
- (5) 合併

(6) 破産

(7) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日からはじめの3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、本会の成立の日からはじめの3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	南雲吉則
常務理事	吉田和彥
理事	吉武 哲
監事	高野利実